

## **小規模企業共済ご契約者向け無利息融資のご案内**

### **特例緊急経営安定貸付金借入のご案内**

#### 1. 対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、1か月間の売上が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少している共済契約者。

※特例緊急経営安定貸付金は、複数回のご利用が出来ません。1度ご利用いただきますと、借換も含め再度のご利用ができませんのでご注意ください。

#### 2. 借入条件

##### (1) 借入可能額

貸付限度額の範囲内で、上限2,000万円までご利用可能です。

申込金額は50万円以上5万円刻みとなります。

##### (2) 借入期間

ご利用金額に応じ、以下の期間でのお借入となります。

(借入申込金額) 50～500万円：4年(48か月)

505～2,000万円：6年(72か月)

##### (3) 返済方法

1年間の元金据置後、6か月毎の元金均等返済となります。

###### ① 4年間でご利用の場合

1年間の元金据置後、6か月毎に3年間 計6回で元金返済

###### ② 6年間でご利用の場合

1年間の元金据置後、6か月毎に5年間 計10回で元金返済

##### (4) 借入利率

年 0.0%

##### (5) 利用可能期間

令和4年3月31日お貸付分まで(状況によっては、延長を検討します)

### 3. 手続方法

#### (1) お申込み

中小機構ホームページに別掲の以下の書類を、弊機構までご郵送下さい。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書
- ② 売上高が確認できる帳簿や明細等の写し
- ③ 取引支店変更申出書（商工中金以外を貸付取引窓口としている契約者様）

#### (2) 「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書」の送付

ご郵送いただきました書類を確認し、契約者様に機構確認印を押印済みの「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書」等の必要書類を送付いたします。

#### (3) ご契約手続き

「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書」と同封してお送りした必要書類等をお持ちになり、ご指定の商工中金の本・支店窓口でご契約手続きをお願いいたします。なお、特例緊急経営安定貸付につきましては、郵送での手続きも承っております。是非、ご活用ください。

#### 【お申込みの留意事項】

- ① 「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書」の送付は、通常弊機構に到着後 1 週間程度（取引支店変更のお手続きが必要な契約者様は更に 1～2 週程度）のお時間が必要です。申込の混雑状況によっては更にお時間をいただくこともありますので、お早めのお申込みをお願いいたします。
- ② ご契約手続きについて、窓口の商工中金においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて職員の交代勤務を行っています。そのため窓口が大変混雑することが想定され、受付人数を制限する場合がございます。また、契約のお手続きにお時間を要し、当日中に契約・ご資金の提供が困難なケースも想定されます。事情を十分ご理解のうえ、円滑なお手続きへのご協力をお願いいたします。

（「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書」等送付先）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門 37 森ビル  
中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済融資課 宛

（ご契約の窓口）

ご指定の商工中金 本・支店窓口

（ご参照 <https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/>）

営業時間： 9:00～12:00 13:00～15:00 （13:30 受付終了）

（12:00～13:00 はお昼休みになりますのでご注意ください）

（お問い合わせ先）

中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-(5541)-7171

# お申込みの流れ

## ご契約者様

中小機構ホームページに別掲の「新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書」に必要事項を記入いただき、以下の書類を弊機構までご郵送ください。

(ご郵送いただく書類)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書
  - ② 申請書にご記入いただいた売上高の確認できる帳簿や明細等の写し
  - ③ 取引支店変更申出書
- ※③取引支店変更申出書は、商工中金以外の金融機関を貸付の窓口としている契約者様のみ必要となります。



## 中小機構

ご郵送いただきました書類について貸付要件を満たしているかを確認し、貸付契約時に必要な以下の書類を契約者様へご郵送いたします。

(必要書類)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書(機構押印済)
- ② 特例緊急経営安定貸付金借入申込書(兼金銭消費貸借契約証書)
- ③ 振込依頼書
- ④ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い



## ご契約者様

弊機構より送付しました、貸付契約時の必要書類にご記入・ご捺印いただき、印鑑証明書・本人確認書類(運転免許書等)をご準備いただき、ご指定の商工中金の本・支店にて契約のお手続きをお願いします。なお、今回の特例緊急経営安定貸付につきましては、郵送での契約手続きも承っております。

商工中金では、新型コロナウイルス感染の拡大防止策を講じており、窓口でのお取引は通常以上にお待たせすることがあります。

郵送での手続きを行って頂くようお願いいたします。

(ご契約手続きに必要な書類)

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書(機構押印済)
- ② 特例緊急経営安定貸付金借入申込書(兼金銭消費貸借契約証書)
- ③ 振込依頼書(ご郵送の場合必要)
- ④ 「お取引の目的」「ご職業」等のご申告のお願い(ご郵送の場合必要)
- ⑤ 印鑑証明書(3か月以内発行のもの)
- ⑥ お振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し  
(銀行名・支店名・預金種目・口座番号がわかるもの)
- ⑦ 本人確認書類(ご来店の場合必要)



## 商工中金 本・支店

郵送または来店で契約者様よりご提出いただいた必要書類一式を確認し、

お貸付の契約手続きをいたします。お貸付金は、契約者様のご希望にもとづきお振込み又は店頭でお渡しをいたします。

ご来店の場合は、店頭の混雑緩和のため借入申込書・金銭消費貸借契約書等をご来店前にご記入いただくようお願いいたします。

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構 行

令和 年 月 日

## 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書

共済契約者番号

住所

(フリガナ)

共済契約者名(本人自署)

生年月日 1明治 2大正 3昭和 4平成 年 月 日

TEL (登録済連絡先 記入必須)

(日中連絡が取れる連絡先)

「特例緊急経営安定貸付金」の申込に際し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少していることを申請します。

### 1. 貸付要件の確認 (売上高減少の確認)

	年月	金額
1か月の売上高 (①)	年 月	① 千円
前年又は前々年同期の売上高 (②)	年 月	② 千円

減少率 :  $① \div ② \times 100 =$  \_\_\_\_\_ %  $\leq 95\%$

- 注) 1. ①の金額が②の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。  
2. ①、②の金額が確認できる帳簿や明細等のコピーを本申請書に添付してください。  
月の合計売上高を丸印で囲んでください。  
3. 上記計算は小数点第1位以下を切り捨ててください。

### 2. お手続きの代理店

借入手続きをされる代理店名	商工中金 _____ 支店
---------------	---------------

#### 【機構処理欄】

上記の通り、貸付要件を満たしていることを確認しました。

受付番号

令和 年 月 日

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構 印

_____	
売上要件	_____
代理店変更	_____
検印	担当印
_____	_____

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構 行

令和 2年 5月 1日

## 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少申請書

共済契約者番号 1234567-89

住所 東京都 港区 虎ノ門 3-5-1 虎ノ門37森ビル  
(フリガナ) キョウサイ タロウ

共済契約者名(本人自署) 共済 太郎

生年月日 1明治 2大正 3令和 4平成 55年 5月 5日

TEL (登録済連絡先 記入必須) 03-0000-0000  
(日中連絡が取れる連絡先) 090-0000-0000

「特例緊急経営安定貸付金」の申込に際し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が減少していることを申請します。

### 1. 貸付要件の確認 (売上高減少の確認)

	年月	金額
1カ月の売上高 (①)	令和2年 4月	① 100千円
前年又は前々年同期の売上高 (②)	令和元年 4月	② 110千円

減少率 :  $① \div ② \times 100 = 91\% \leq 95\%$

注) 1. ①の金額が②の金額と比較して5%以上減少している方が対象となります。

2. ①、②の金額が確認できる帳簿や明細等のコピーを本申請書に添付してください。  
月の合計売上高を丸印で囲んでください。

3. 上記計算は小数点第1位以下を切り捨ててください。

【商工中金以外を貸付の取引店としてご利用の方】  
特例貸付は商工中金以外の金融機関はご利用できません。別添の「取引支店変更申出書」にて変更をお願いします。

### 2. 申込金額とお手続きの代理店

借入手続きをされる代理店名	商工中金 鹿児島 支店
---------------	-------------

#### 【機構処理欄】

上記の通り、貸付要件を満たしていることを確認しました。

受付番号

令和 年 月 日

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構 印

受付番号	
売上要件	
代理店変更	
検印	担当印

取引支店変更申出書 ( 銀行・信金・信組→商工中金)

令和 年 月 日

独立行政法人  
中小企業基盤整備機構 御中  
共済事業グループ 小規模共済融資課

共済契約者番号

							-		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

住所 \_\_\_\_\_ 都・道  
府・県  
フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 月 日

電話番号 (登録済連絡先 記入必須) ( )  
(日中連絡が取れる連絡先) ( )

私こと \_\_\_\_\_ は、現在 \_\_\_\_\_ (銀行・信金・信組) \_\_\_\_\_ 支店を  
小規模企業共済契約者貸付の登録店としておりますが、下記理由のため、今後の登録店は商工組  
合中央金庫にさせていただく事を希望いたします。

【依頼理由】

特例緊急経営安定貸付の利用のため。